

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年2月3日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
の各一部を改正する省令案について
(平成21年12月16日 諮問第42号)

[準ミリ波帯を用いたUWB（超広帯域）レーダーシステムの導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(中里課長補佐、和田係長)

電話：03-5253-5896

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

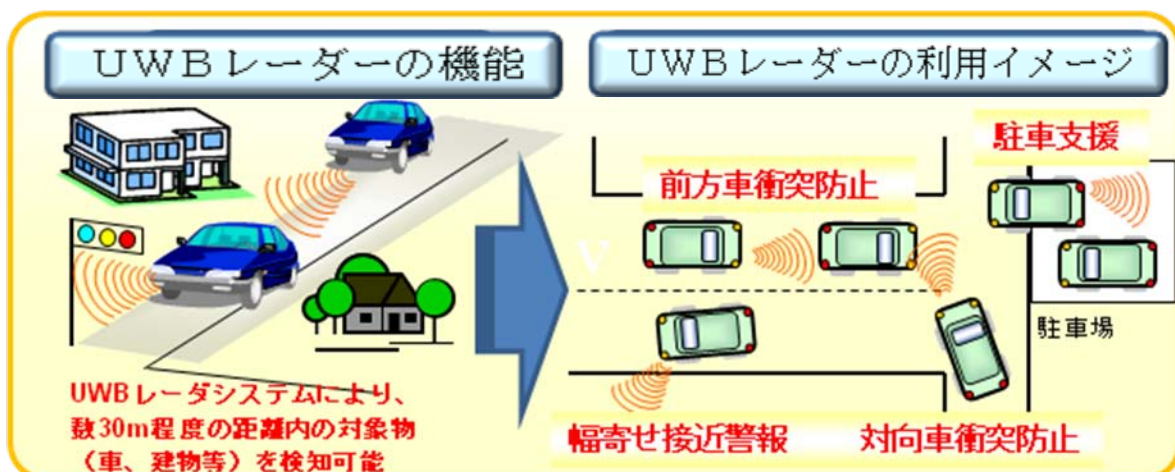
1 諮問の背景

UWB（超広帯域）無線システムとは、非常に広い帯域にわたって電力を拡散させて通信等を行う無線システムであり、近年、関連技術が進歩し、技術の使用環境が整備されてきている中で、この UWB 無線技術を用いるシステムが多くの分野で注目されている。通信用途の UWB 無線システムについては、最大数百 Mbps の伝送が可能となるもので、平成 18 年 8 月に制度化された。

準ミリ波帯を用いた UWB レーダーシステムは、高精度な測位等を可能とするもので、その特性を自動車の安全技術に利用すること（下図）で、交通事故死亡者数の減少等が期待されている。国際的には、米国では 2002 年、欧州では 2005 年にそれぞれ制度化され、利用が開始されている。

このような背景を踏まえ、平成 18 年 12 月 25 日より、情報通信審議会において「UWB（超広帯域）無線システムの技術的条件」のうち「準ミリ波帯を用いた UWB レーダーシステムの技術的条件」について審議が開始され、平成 21 年 11 月 24 日に一部答申されたところである。

今般、情報通信審議会一部答申を踏まえ、UWB レーダーシステムの技術基準等を定めるため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。



2 改正省令の概要

【電波監理審議会諮問案件】

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

超広帯域無線システムの無線局の無線設備について以下の条件を定める。

- ① 混信防止機能を定める（第9条の4）。
- ② 受信装置が副次的に発する電波の限度を定める（第24条）。
- ③ 空中線利得の上限等を定める（第49条の27）。
- ④ 占有周波数帯幅の許容値を定める（別表第2号）。
- ⑤ 送信設備の不要発射の許容値を定める（別表第3号）。
- ⑥ 平成28年12月31日までの間、22～24.25GHzも使用可能とする（附則）。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

超広帯域無線システムの無線局の無線設備について以下の条件を定める。

- ① 特定無線設備とする（第2条）。
- ② その他規定の整備を行うこと。

【電波監理審議会諮問案件以外】

○ 電波法施行規則の一部を改正する省令案

超広帯域無線システムの無線局の空中線電力の表示を規定する（第4条の4）。

3 施行期日

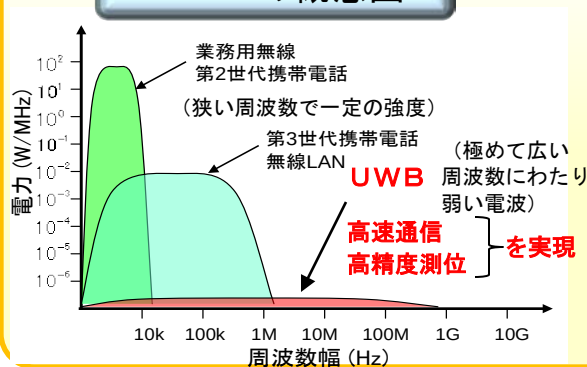
平成22年3月 公布・施行（予定）

準ミリ波帯UWB（超広帯域）レーダーシステムの導入について

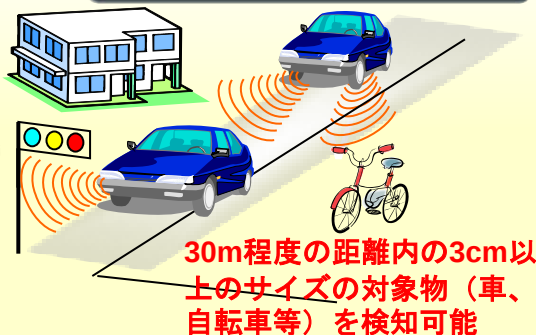
衝突防止用車載レーダーとして実用化が期待されているUWBレーダーシステムについて、他の無線システムとの共用条件を含めた技術的条件について、情報通信審議会において審議され11月24日に一部答申をいただいた。

UWB (Ultra Wide Band) レーダーシステムとは

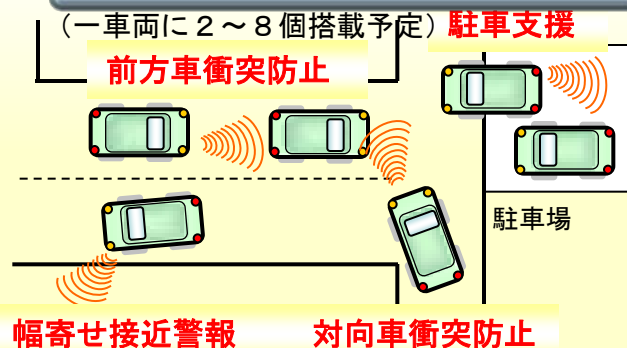
UWBの概念図



UWBレーダーの機能



UWBレーダーの利用イメージ



検討の背景

○UWB無線システム関連技術の進歩

- ・非常に広い帯域にわたって電力を拡散させ、30m程度の距離内の対象物を3cm程度の精度で測距可能

○国際的な動向

- ・欧米において、2002年以降、自動車の安全用途のUWBレーダーシステムが制度化
- ・自動車メーカを中心に、日本における導入についての要望の高まり（2006年EUからも要望あり）

平成18年12月25日 情報通信審議会 審議開始

- 準ミリ波帯(22～29GHz帯)を用いた、既存の無線システムとの共用検討を行うため、無線システムごとにアドホックグループを開催し、関係者の間で詳細検討を実施。

平成21年11月24日 情報通信審議会 一部答申

- 共用検討の結果等を踏まえ、準ミリ波帯を用いたUWBレーダーシステムの技術的条件について取りまとめた。

準ミリ波帯UWBレーダーシステムの技術的条件等

無線局免許

免許が不要な無線局に該当する。【施行規則第6条】

無線設備の技術的条件

項目	時限措置を定めないもの	時限措置を定めるもの（新規導入は平成28年12月31日までに限る）						
使用周波数帯	24.25～29GHz 【設備規則第49条の27】	22～24.25GHz 【設備規則 附則】						
最大空中線電力	平均電力（-41.3dBm/MHz）及び尖頭電力（0dBm/50MHz）【設備規則第49条の27】	平均電力（-41.3dBm/MHz）及び尖頭電力（0dBm/50MHz） 【設備規則第49条の27】 24.05～24.25GHzにおいて-7.3dBm【設備規則附則】						
空中線利得	0dBi以下　ただし、空中線電力の許容値からの低下分を、20dBiを超えない範囲の空中線利得で補うことができる。 【設備規則第49条の27】							
占有周波数帯幅	4.75GHz以下【設備規則 別表第 2 号】							
「受信装置が副次的に発する電波の限度」及び「不要発射の強度の許容値」	<table><tr><td>周波数(MHz)</td><td>尖頭電力</td></tr><tr><td>36625未満</td><td>-54dBm/MHz以下</td></tr><tr><td>36625以上</td><td>-44dBm/MHz以下</td></tr></table>	周波数(MHz)	尖頭電力	36625未満	-54dBm/MHz以下	36625以上	-44dBm/MHz以下	【設備規則第24条】 ：副次的に発する電波の限度 【設備規則別表第 3 号】 ：不要発射の強度の許容値
周波数(MHz)	尖頭電力							
36625未満	-54dBm/MHz以下							
36625以上	-44dBm/MHz以下							
混信防止機能	混信防止機能を有すること。【設備規則第9条の4】							
その他の技術的条件	----	「23.6～24GHzを使用するものは、仰角30度以上で25dB以上減衰させること」「22.21～22.5GHz、23.6～24GHzを使用するものは、電波天文台からの離隔距離を定める」【新規告示】						

その他

「22～24.25GHzを含む無線設備について、平成28年12月31日までに製造されたものについては、技術基準適合証明等の効力は平成29年1月1日以降もなお有効とする。」【設備規則附則】

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年2月3日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成21年12月16日 諮問第43号)

[UWBレーダーシステムの導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(白石周波数調整官、工藤第二計画係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I UWB レーダーシステムの導入に向けた周波数割当計画の一部変更

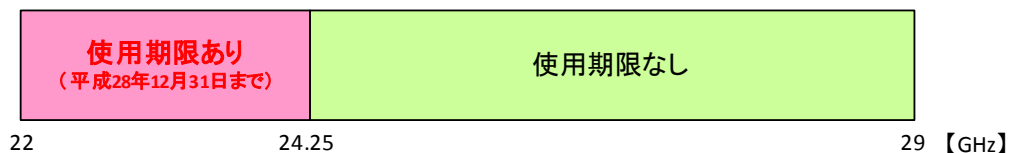
UWB レーダーシステムは、準ミリ波帯の超広帯域の周波数帯域を利用することにより、最大 30 メートルの距離において分解能 3 センチメートル程度の高精度な測位等を可能とする無線システムであり、その高精度の測位を自動車の安全技術に利用することで交通事故死亡者数の減少等が期待されている。

このような状況の中、UWB レーダーシステムの導入に向け、平成 18 年 12 月から情報通信審議会における検討が開始され、平成 21 年 11 月に答申を受けたところである。

以上のことから、我が国において、UWB レーダーシステムの導入を図るため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

なお、UWB レーダーシステムの使用周波数のうち、22GHz 以上 24.25GHz 未満については、情報通信審議会からの答申において、欧州における利用状況と同様に新たな利用を導入から最大 5 年間に限定することが適当とされたことを踏まえ、周波数割当計画において、当該周波数帯における新たな使用を平成 28 年 12 月 31 日までに限ることとする。

超広帯域無線システム(UWBレーダー)の無線局の周波数



[変更内容]

- (1) 周波数割当計画中、第 3「超広帯域無線システムの無線局の周波数表」に、UWB レーダーシステムを追加すること。
- (2) UWB レーダーシステムの使用周波数帯のうち、22GHz 以上 24.25GHz 未満の周波数帯における新たな使用を平成 28 年 12 月 31 日までの期間に限ること。
- (3) 23.6GHz 以上 24GHz 以下の周波数帯における電波発射制限を UWB レーダーシステムに限り緩和すること。

II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

平成22年2月3日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成21年12月16日 諮問第44号)

[新たな航空移動衛星通信サービスの導入に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(伊沢課長補佐、吉田係長)

電話：03-5253-5816

無線設備規則の一部を改正する省令案について

～新たな航空移動衛星通信サービスの導入に向けた制度整備～

1 改正の理由

航空機内におけるインターネット接続等を実現するための Ku 帯を用いた航空移動衛星通信システムは、平成 15 年 10 月情報通信審議会答申「Ku 帯を用いた高速・大容量航空移動衛星通信システムの技術的条件」に基づき、平成 16 年 3 月に制度化され、平成 16 年 11 月にコネクション・バイ・ボーイング (CBB) サービスが開始されたところである※。

最近になり、諸外国において、CBB サービス以外の様々な定期航空機やビジネスジェット向け高速航空移動衛星通信サービスの導入機運が再び高まりつつあり、我が国においても、これらサービスの導入が期待されているところである。

このような背景を踏まえ、本件は、Ku 帯を用いた新たな高速航空移動衛星通信サービスの導入に向けて必要な関係規定の整備を行うものである。

※ 民間向けサービスは平成 18 年 12 月に終了

2 改正案の概要

- ・無線設備規則の一部を改正する省令案（第 45 条の 21）

様々な航空移動衛星通信サービスの導入に向けて、変調方式について、多様なデジタル変調方式を導入可能とするための改正を行うもの。

3 施行期日

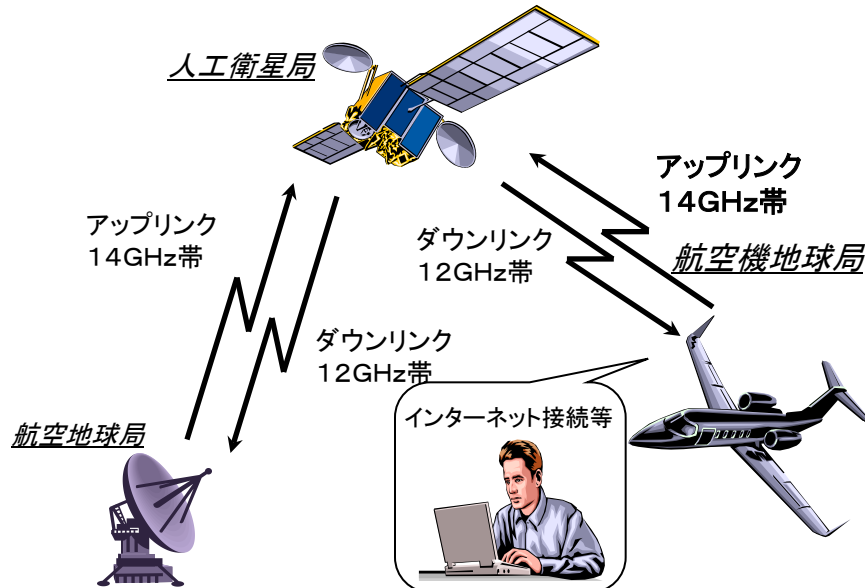
公布の日から施行する。

新たな航空移動衛星通信サービスの導入

検討の経緯

- ・ 2004年11月からコネクション・バイ・ボーイングが国内サービス開始（2006年末には民間向けサービス終了）。
- ・ 最近になり、諸外国では、新たなサービスの導入に向けた機運が高まりつつあるところ。

航空移動衛星通信サービス（Ku帯）の概要



・ 伝送速度（SKYLinkの場合）：
下り最大1Mbps、上り最大512kbps

航空移動衛星通信サービス（Ku帯）の概要

名称	オペレータ	主なユーザ	世界の状況
コネクション・バイ・ボーイング	ボーイング・オペレーションズ・インターナショナル(米)	商用エアライン	2006年末に民間向けサービス終了
SKYLink	ARINC(米)	ビジネスジェット、商用エアライン（未定）	2005年以降、北米、大西洋、欧州、中米及び太平洋においてビジネスジェット向けにサービス中 我が国においても、来春頃にサービス開始を検討している事業者がある
Row44	Row44(米)	商用エアライン	Alaska Airline, Southwest Airline（米）が、北米において試行サービス中(本年2月～)
eXConnect	Panasonic Avionics(米)	商用エアライン	来年半ばにルフトハンザ航空が長距離路線でサービス開始予定

改正内容

無線設備規則のうち変調方式に係る規定

現行：位相変調方式かつエネルギー拡散方式のみ

改正案：多様なデジタル方式の導入を可能に

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年2月3日

無線設備規則、放送局の開設の根本的基準及び
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の
各一部を改正する省令案について
(平成22年2月3日 諮問第6号)

[携帯端末向けマルチメディア放送の技術基準等に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(木村課長補佐、羽多野係長)

電話：03-5253-5785

無線設備規則、放送局の開設の根本的基準及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案について

1 諮問の内容

地上テレビジョン放送の完全デジタル化による空き周波数の利用について、「90-108MHz 及び 207.5-222MHz の周波数帯を移動体向けのマルチメディア放送等の放送(テレビジョン放送を除く。)に使用することが適当」との一部答申が情報通信審議会により平成 19 年6月にまとめられた。これを受け、同放送に係る技術的条件について「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」として情報通信審議会から平成 21 年 10 月に一部答申された

本件諮問事項は、平成 21 年 10 月の一部答申を受け、207.5-222MHz の周波数を使用する携帯端末向けマルチメディア放送に係る技術基準及びその放送区域に係る規定を整備することを主な内容とする。

(1) 無線設備規則及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の改正

情報通信審議会から一部答申を受けた放送方式のうち 207.5-222MHz に適用されることが適当とされた ISDB-Tmm 及び MediaFL0 について技術基準を整備するほか、所要の規定の整備を行うもの。いずれの方式も映像・音声・データのコンテンツ、リアルタイム型・蓄積型を自由に組み合わせた携帯端末向けマルチメディア放送が可能となる。

(2) 放送局の開設の根本的基準の改正

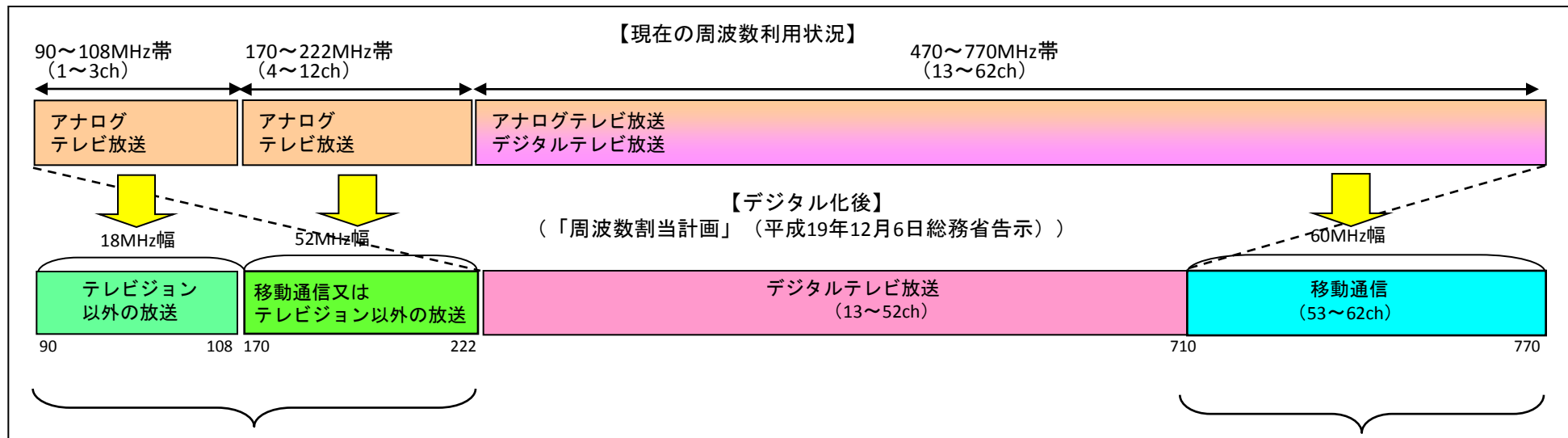
携帯端末向けマルチメディア放送に係る「放送区域」を新たに定めるほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 参考

1 の諮問内容と併せて、意見公募手続を実施する主なものは以下のとおり。

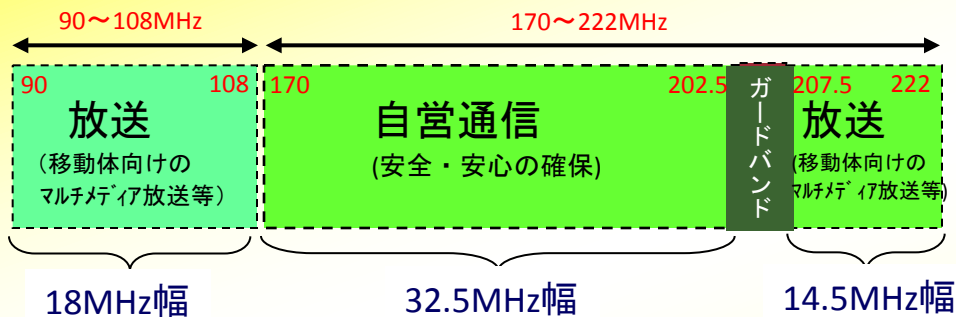
- (1) 開設指針(別途諮問、意見の聴取が必要でない事項)
- (2) 放送普及基本計画(別途諮問、意見の聴取が必要でない事項)
- (3) 「マルチメディア放送」の定義(非諮問事項)

デジタル移行完了後の空き周波数の有効利用について

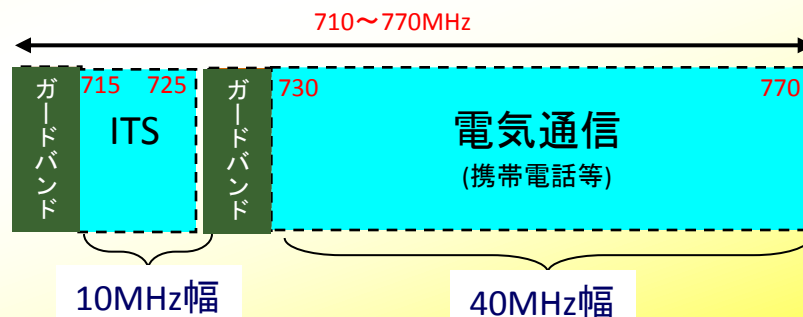


『「電波の有効利用のための技術的条件」のうち「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件」に対する一部答申』
(平成19年6月27日 情報通信審議会答申)

VHF帯【2011年7月25日から使用可能】



UHF帯【2012年7月25日から使用可能】

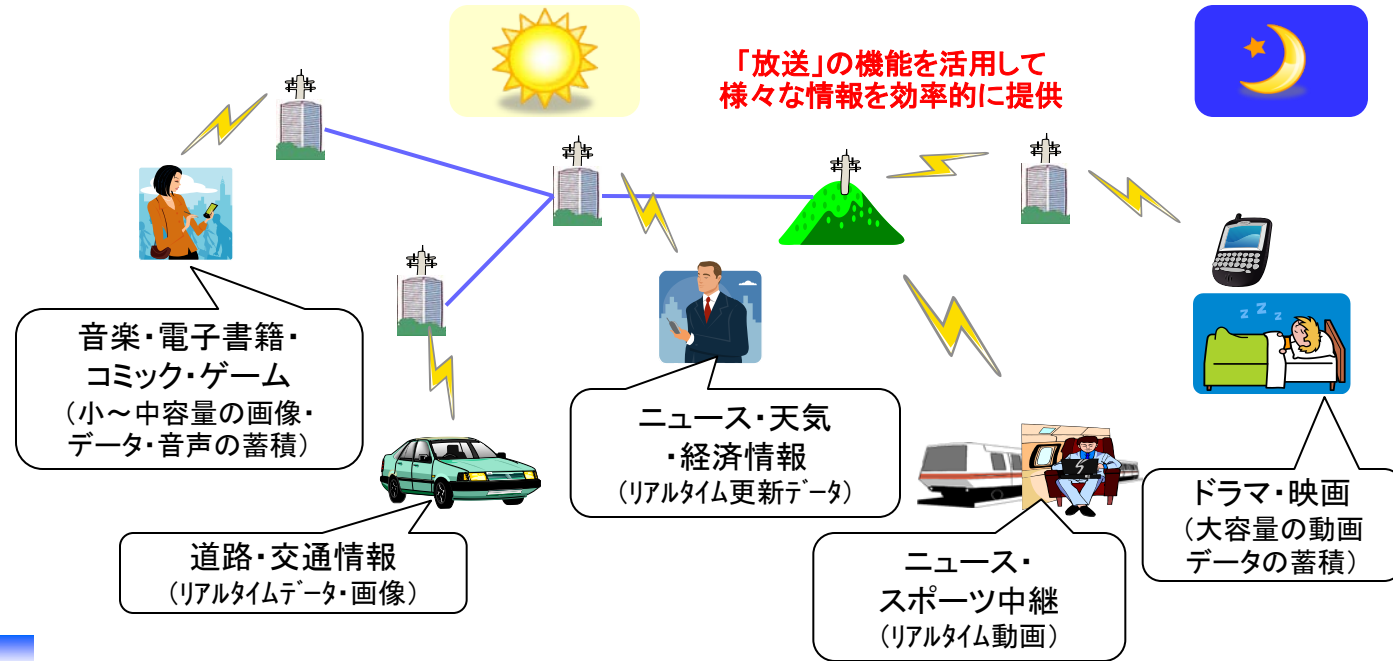


注：ガードバンドは、いずれも5MHz幅。

携帯端末向けマルチメディア放送のイメージ

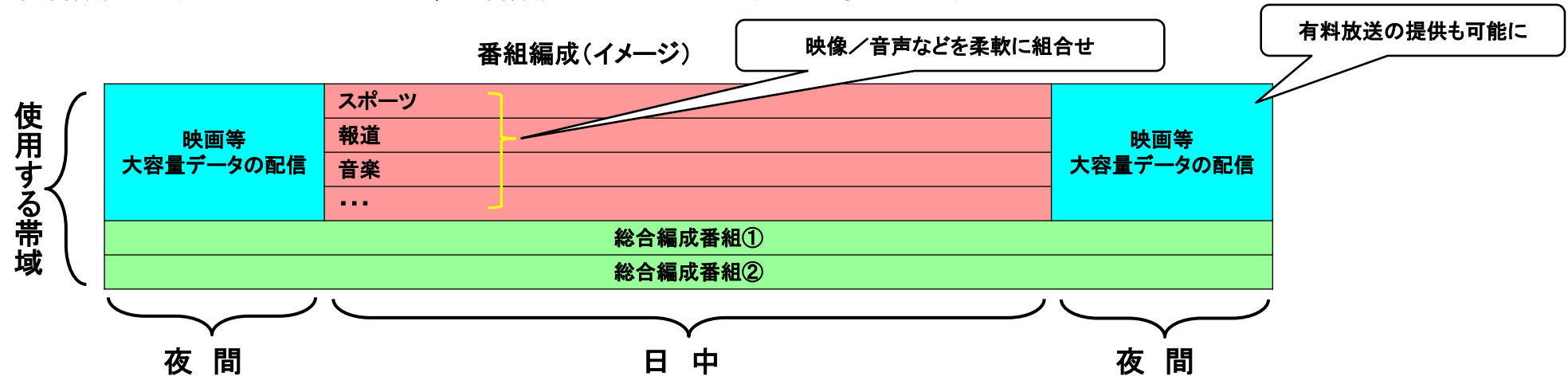
①受信端末のイメージ

- ・携帯電話端末
- ・モバイルパソコン
- ・カーナビ
- ・ゲーム機
- ・携帯音楽プレイヤー 等



②放送番組内容のイメージ

- ・時間帯やコンテンツの容量によって、画像/音声/データなど多様な情報の柔軟な組み合わせを可能に
- ・有料放送(蓄積型番組の課金モデル)/無料放送(広告モデル)の組み合わせも可能に



携帯端末向けマルチメディア放送に係る技術基準改正の概要

情報通信審議会において放送方式の技術的条件の検討が行われ、平成21年10月に答申。これを受け、ISDB-Tmm及びMediaFLOについて技術基準を整備するもの。

技術的条件の概要

方式	ISDB-Tmm	MediaFLO
周波数帯(用途)	207.5-222MHz(全国向け放送)	
スプリアス発射又は不要発射の強度	地上アナログテレビ放送と同様に設定	
スペクトルマスク	帯域幅が13セグメントの場合に地デジと一致するよう設定。それ以外は、これと干渉波電力が同等となるよう設定。	帯域幅が5.55MHzの場合に地デジと一致するよう設定。それ以外は、これと干渉波電力が同等となるように設定。
周波数帯幅	最小約5.6MHz～帯域内最大約14.2MHz	4.625, 5.55, 6.475, 7.4MHz
多重化／伝送路符号化イメージ	13セグメント又は1セグメント内で番組等を論理的に多重／13セグメントと1セグメントを連結送信(地デジ方式と親和性) (図は一例)	番組等をスロットにマッピングして多重／各スロットは特定の周波数に割当て (図は一例)
映像符号化	ITU-T H.264 ISO/IEC 14496-10 (ワンセグ放送にも使われている映像高圧縮技術)	
音声符号化	AAC+SBR+PS／MPEG Surround (ステレオ／5.1チャンネル音声高圧縮技術)	
所要電界強度	毎メートル $\sqrt{1.12^2 \times n + 0.32^2 \times m}$ ミリボルト (nは13セグの数、mは1セグの数)	毎メートル $1.26 \times 10^{0.5 \times (\log(B/5.55))}$ ミリボルト (Bは周波数帯幅)

(電波法第28条及び第38条)
無線設備規則を改正

(電波法第38条)
標準方式を改正

(電波法第7条)
放送局の開設の根本的基準を改正

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年2月3日

放送用周波数使用計画の一部変更案について
(平成22年2月3日 諮問第7号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(山口課長補佐、棚田係長)

電話：03-5253-5787

放送用周波数使用計画の一部変更案について

1. 概 要

地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が3Wを超える中継局の諸元（チャンネル及び空中線電力）は、放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）において規定されている。

今回、京都において新たに大規模な中継局を整備する必要等が生じたため、放送用周波数使用計画を変更するもの。

2. 変更の内容及び理由

（1）京都のデジタル局（京都府）に係る変更【中継局の新設】

京都市内における近畿広域圏の民放及び日本放送協会（教育放送）の視聴は、大阪府生駒山頂に設置されている放送局からの放送波の受信によって行われることとなっていた。

しかしながら、京都市中心部（中京区、下京区等）においては高層ビル等による都市受信障害及び京都市周辺部（右京区嵯峨野、左京区松ヶ崎、長岡京市等）の一部の地域においては十分な強度の電波が届かない難視現象がそれぞれ発生していることが最近判明した。

このため、これらの地域において地上デジタル放送の良好な受信を可能とするため、日本放送協会（京都府における総合放送）及び京都の県域放送の親局が既に設置されている場所（比叡山）に新たに近畿広域圏の民放及び日本放送協会（教育放送）の中継局を設置する必要があることから、放送用周波数使用計画を変更することとする。

（2）^{えさし}枝幸のデジタル局（北海道）に係る変更【中継局のチャンネル変更】

北海道の枝幸を送信場所とする地上デジタル放送の中継局は平成22年中に整備が予定されているが、一部のチャンネルは網走を送信場所とする中継局のものと同一の関係にある。このため、枝幸において長期観測を実施したところ、両地域の距離は約170kmも離れているにもかかわらず、季節的に稀に発生する電波の異常伝搬現象（ラジオダクト現象）が発生し、混信による受信障害が起きるおそれがあることが判明した。

このため、混信を回避するためには枝幸の中継局のチャンネルを変更する必要があることから、放送用周波数使用計画を変更することとする。

3. 放送用周波数使用計画の変更案

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送（広域放送）

変更なし

(2) 総合放送（県域放送）

変更なし

(3) 教育放送

放送対象地域	変更案			現行		
	中継局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
全国	(北海道)			(北海道)		
	中標津	47	0.2	中標津	47	0.2
	枝幸	26	0.005	枝幸	20	0.005
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(京都)			(京都)		
	京都	40	0.02			
	福知山	13	0.03	福知山	13	0.03
	舞鶴	13	0.01	舞鶴	13	0.01
	宮津	13	0.01	宮津	13	0.01

2 放送大学学園の放送

変更なし

3 一般放送事業者の放送

(1) 総合放送（広域放送）

放送対象地域	変更案			現行		
	中継局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
近畿 広域圏	(京都)			(京都)		
	京都	33 35 38 42	0.02			
	福知山	14 15 16 17	0.02	福知山	14 15 16 17	0.02
	舞鶴	14 15 16 17	0.01	舞鶴	14 15 16 17	0.01

	宮津	14 15 16 17	0.01	宮津	14 15 16 17	0.01
--	----	-------------	------	----	-------------	------

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	変更案			現行		
	中継局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
北海道	中標津	28 30 34 37 56	0.2	中標津	28 30 34 37 56	0.2
	枝幸	19 44 49 51 52	0.005	枝幸	16 18 22 24 26	0.005

地上デジタルテレビジョン放送に関する「放送用周波数使用計画」の改正経緯

平成 14 年 9 月 三大広域圏の親局・中継局のチャンネル等の規定の新設

8 月 7 日 諮問
9 月 18 日 答申
9 月 27 日 総務省告示第 550 号

平成 15 年 9 月 三大広域圏以外のその他地域（有明及び山陰地域を除く）の親局の追加

9 月 10 日 諮問、答申
9 月 16 日 総務省告示第 557 号

平成 16 年 1 月 有明及び山陰地域の親局の追加

1 月 14 日 諮問、答申
1 月 21 日 総務省告示第 55 号

平成 16 年 6 月 三大広域圏以外のその他地域の中継局の追加

6 月 9 日 諮問、答申
6 月 29 日 総務省告示第 500 号

平成 18 年 2 月 彦根・甲賀（滋賀県）、富士宮・伊豆長岡（静岡県）中継局のチャンネル及び空中線電力の変更

12 月 14 日 諮問、答申
2 月 3 日 総務省告示第 79 号

平成 20 年 2 月 多摩（東京都）中継局（県域放送を除く。）の削除、御殿場（静岡県）中継局のチャンネル及び空中線電力の変更

12 月 12 日 諮問、答申
2 月 6 日 総務省告示第 52 号

平成 20 年 6 月 浜頓別・中標津・釧路（北海道）中継局のチャンネルの変更

5 月 21 日 諮問、答申
6 月 16 日 総務省告示第 341 号

平成 21 年 11 月 多摩（東京都）中継局（県域放送）の削除

10 月 14 日 諮問、答申
11 月 2 日 総務省告示第 508 号

平成22年2月3日

日本放送協会平成22年度収支予算等に
付する総務大臣の意見について
(平成22年2月3日 諮問第8号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(景山課長補佐、根岸係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会平成 22 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する 総務大臣意見

平成 23 年 7 月に迫ったデジタル放送への完全移行や、放送・通信の融合の一層の進展等、放送をめぐる環境が大きく変化する中で、日本放送協会（以下「協会」という。）は、抜本的な経営改革を着実に推進し、国民から信頼される公共放送として、その社会的使命を確実に果たしていくことが求められている。

協会の平成 22 年度の収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）は、国民の協会に対する意見・要望等を踏まえて着実に遂行すべきものと認められるが、その実施に当たっては、国民の目線に立つことを基本とし、経営改革においても十分な情報公開と国民の意見の反映に努めることで、国民の知る権利に応え、健全な民主主義の発達のための言論の自由と国民の権利保障に積極的な役割を果たすことを期待する。

このほか、収支予算等の実施に当たっては、特に下記の点について配慮すべきである。

記

1 国民目線の放送の充実等

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送に対する多様な国民の要望にできるだけ応え、るとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。
- 報道番組については、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公平な報道を求める国民の負託に的確に応え、るとともに、災害その他の緊急事態発生時における報道体制を充実・強化すること。
- 放送番組の制作に当たっては、外部制作事業者の能力を積極的に活用して、多様な番組が放送されるようにすること。
- 地域力を高め、成長を図る地方の自立に向けた取組を、公共放送の立場から支援すること。
- 字幕放送や解説放送といった視聴覚チャレンジド（※）向け放送の拡充に計画的に取り組み、その放送を通じて国民一人一人の情報アクセスの権利が保障されるよう努めること。（※）生まれながらにして又は生まれた後に様々な課題に挑戦する人。
- 協会の保有する放送番組等については、時代を超えた国民の貴重な財産として、コンテンツの積極的な流通を促す二次利用を進め、特に学校での ICT を利用した教育を公共放送の立場から引き続き支援すること。
- NHK オンデマンドサービスについては、利用者の増大等を通じた事業収支の改善に努めること。
- 国民の安心・安全のため、放送システムの人体への影響や災害時の放送の確保に関する研究を積極的に進めること。

2 放送のデジタル化と国際展開

- デジタル放送への完全移行に向けた対応に万全を期するため、地上テレビジョン放送の中継局整備等の前倒しや、デジタル化により電波が届かなくなる地域への対策等の受信環境の整備に関して、公共放送としての役割を十二分に果たすこと。
- 地上・BSアナログ放送終了に関する情報の一元的・効率的な提供、きめ細かな周知・広報、受信者からの相談対応及び共同受信施設をデジタル化する働きかけなど、国民がデジタル化に速やかに対応できるように取り組むこと。
- 地上デジタル放送日本方式の国際展開については、その研究に先導的役割を果たしてきた経験を活かし、各国の採用に向けた働きかけ、採用国に対する技術指導などに一層積極的に取り組むこと。また、イノベーションの創出につながるとともに世界にも貢献する新たな放送技術の研究開発に、一層取り組むこと。
- 国際放送については、我が国の文化・産業等に係る情報発信を通じ、我が国が正しく理解され、国際理解・国際交流が進むよう、番組内容の充実と視聴者の拡充に努めること。

3 経営の改革

- 受信料を財源とする公共放送として、質の高い放送・サービスを効率的・効果的な体制で実施するため、業務全般を国民の目線に立って常に見直し、業務の合理化・効率化に努めること。
- 公共放送としての役割や社会的使命を果たすための経営改革に組織を挙げて全力で取り組み、その改革の成果を国民に適切に還元すること。
- 公共放送に携わる者としての職員の高い倫理意識の確立や、コンプライアンス（法令等遵守）を確保するための体制の整備に、子会社等も含めて一層努めること。
- 協会の子会社等については、協会との間の契約の競争化により取引の透明化や経費の削減を進めるとともに、整理・統合計画の具体化を図ること。
- 国民に対する説明責任を全うする観点から、協会や子会社等の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めること。
- 自ら排出するCO₂や事業系廃棄物の削減など、環境経営の推進に積極的に取り組むこと。

4 受信料の公平負担の徹底等

- 受信料については、未収対策業務の強化等の各種施策を強力に推進し、受信料の公平負担の徹底に全力で取り組むこと。
- 契約収納業務の一層の効率化により契約収納関係経費の削減に努めること。
- 視聴者行動の変化や技術革新の動向等を踏まえて、公平・公正で透明性の高い受信料体系の在り方についての検討に当たっては、広く国民の意見を聞きながら進めること。



平成22年度 収支予算と事業計画〔要約〕

平成22年度事業計画の重点事項

22年度は、国内外の情勢が大きく変動する中、3か年経営計画の2年目として、新たなデジタル時代に向け、諸計画を達成するための取り組みを確実に進めます。

- 1 視聴者のみなさまの信頼を高めるため 組織風土改革に全力をあげます
- 2 日本の課題、地球規模の課題に真正面から向きあいます
- 3 放送・通信融合時代の新サービスで公共放送の役割を果たします
- 4 地域を元気にするための拠点となります
- 5 日本を、そしてアジアを、世界に伝えます
- 6 円滑な完全デジタル化に向けて重点的に取り組みます
- 7 構造改革を推し進め 効率的な体制で 受信料の価値をより大きくします
- 8 受信料を公平に負担していただくための取り組みを強化します
- 9 環境経営に着実に取り組みます

収 支 予 算

(単位 億円)

区 分	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算 額	増 減 額	増 減 率
事 業 収 入	6,699	6,786	87	1.3%
受 信 料	6,490	6,550	60	0.9%
その他の事業収入	208	236	27	13.1%
事 業 支 出	6,728	6,847	119	1.8%
国 内 放 送 費	2,858	2,848	△ 10	△ 0.4%
国 際 放 送 費	129	139	10	8.1%
契 約 収 納 費	579	583	4	0.8%
人 件 費 ※1	1,834	1,823	△ 10	△ 0.6%
デジタル化追加経費	100	252	152	152.5%
その他の事業運営費	293	276	△ 16	△ 5.8%
減 価 償 却 費 等	933	923	△ 10	△ 1.1%
事 業 収 支 差 金	△ 29	△ 61	△ 32	—
建 設 費	802	※2 790	△ 12	△ 1.5%

※1 給与および退職手当・厚生費

※2 テレビ放送の完全デジタル化に向けた設備投資387億円含む

(億円未満は切り捨てて表示しています)

受信料収入

平成22年度は、公平負担の徹底をさらに推進し、支払率の向上を図ります。予算は、21年度の6,490億円を60億円上回る6,550億円を目指します。

受信料収入の推移



受信契約件数等の年間増減

(単位 万件)

区 分	20年度決算	21年度予算	21年度見込	22年度予算
受信契約件数	22	30	25	35
年度末件数	3,662	3,689	3,687	3,722
うち衛星契約	53	60	65	65
年度末件数	1,387	1,439	1,452	1,517
未 収 削 減	△ 25	△ 25	△ 20	△ 20
年度末件数	243	225	223	203
支 払 率	71.7%	72.2%	72.4%	73.4%

テレビ放送の完全デジタル化に向けた取り組み

デジタル中継局など送信設備の着実な整備

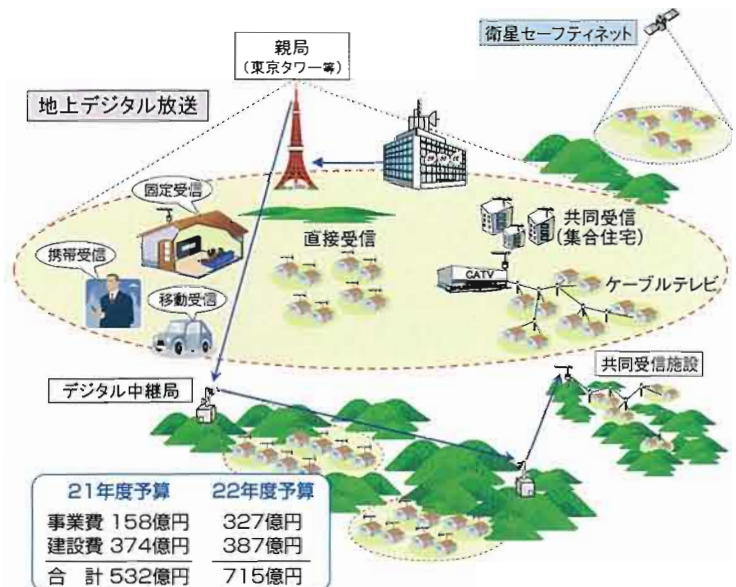
- デジタル中継局や放送局内の設備のデジタル化対応等、必要な施設・設備の重点投資

デジタル難視聴対策など国や民放等と連携した受信環境整備の支援

- デジタル化で電波が受信できなくなる地域の新たな難視聴対策や混信対策
- 地上デジタル放送の難視聴地域における共同受信施設等への経費助成
- 全国の「総務省テレビ受信者支援センター」に協力、デジタル相談に対応

アナログ放送終了に向けた周知広報活動の推進

- アナログ放送終了に向けて、番組等を通じた周知広報活動を強化



平成22年度の主な番組など

総合

「朝いち」〈月～金・前8～9時台〉
 「新感覚ゲーム クエスト」〈木・後8時台〉
 「みんなでニホンGO!」〈木・後10時台〉
 「Bizスポ」〈月～木・後11時台〉、「Bizスポ・ワイド」〈金・後10時台〉
 スペシャルドラマ「坂の上の雲」(第2部)〈12月〉
 NHKスペシャル「アフリカンパワー」
 「ゲゲゲの女房 ―連続テレビ小説―」〈月～土・前8時台〉
 大河ドラマ「龍馬伝」〈日・後8時台〉

教育

「みいつけた!さん」〈日・前7時台〉
 「テストの花道」〈月・後6時台〉
 「極める!」〈月・後10時台〉
 「リトル・チャロ2 英語に恋する物語」〈月～木・後11時台〉

ラジオ第1

「渋谷アニメランド」〈火(隔週)・後8時台〉
 「渋谷ガZ」〈日・後7～9時台〉
 「とっておきラジオ」〈土・日・後4時台〉

ラジオ第2

「リトル・チャロ2 心にしみる英語ドラマ」〈月～金・前7時台〉
 「中国語ニュース」「ハングルニュース」〈月～金・後6時台〉

F M

「ラジオマンジャック」〈土・後4～5時台〉
 「松尾潔のメロウな夜」〈水(月3回)・後11時台〉



大河ドラマ
「龍馬伝」
1月3日放送
第1回「上土と下土」

衛星 ハイビジョン

「地球ドキュメント ミッション」〈日・後9時台〉
 「いのちドラマチック」〈水・後9時台〉
 「プラネット ベービーズ」〈木・後9時台〉
 「プレミアムシアター」〈土・後10時～前2時台(7月から 後10時～前1時台)〉

衛星第1

「関口知宏のオンリーワン」〈土・後11時台〉
 「ガッチャン!」〈金・後11時台〉
 「地球アゴラ」〈日・後10時台〉

衛星第2

「ザ☆スター」〈土・後8～9時台〉
 「熱中スタジオ」〈金・後10時台〉
 「BSアーカイブス名作選」〈土・後11時～前1時台〉

●2010FIFAワールドカップ南アフリカ(平成22年6月11日～7月11日)

視聴者のみなさまとともに考え、ともに作る番組やイベントに取り組みます。

- **地域** 地域の課題に向き合う「目撃!日本列島」の放送や、地域文化を発信するイベントの実施
- **防災** 防災の日に関連した特集番組、「NHK防災キャンペーン」の全国展開
- **福祉** 「子どもサポートネット」の展開、「NHKハート展」「NHK歳末・海外たすけあい」の実施
- **食料** 「産地発!たべもの一直線」、「ふるさとの食につぼんの食フェスティバル」の実施
- **環境** 「SAVE THE FUTURE」、環境にスポットを当てたイベントの全国展開

いつでも、どこでも、もっと身近に (NHKコンテンツの“3-Screens”展開)

視聴者のみなさまが、いつでも、どこでも、NHKの信頼できる
 確かな情報・コンテンツを見られる利用環境を整備します。

クロスメディア展開

- 災害・気象情報や双方向学習が
 できるデジタルコンテンツの提供

ワンセグ独自放送

- 携帯端末にふさわしい番組や情
 報を提供

デジタルアーカイブス サービス

- 保存している映像や音声を視聴
 者の関心や利用目的に合わせた
 形で提供
 (NHKクリエイティブ・ライブラリー 等)



NHKオンデマンドの充実 (インターネットで有料配信する動画サービス)

「見逃し番組」サービス

「大河ドラマ」「連続テレビ小説」などを毎週120番組以上配
 信し、放送後10日間程度で閲覧いただけるサービス

「特選ライブラリー」サービス

過去の名作ドラマや「NHKスペシャル」といった大型ドキュメ
 ンタリー番組など、NHKの豊富な映像資産を配信するサービス



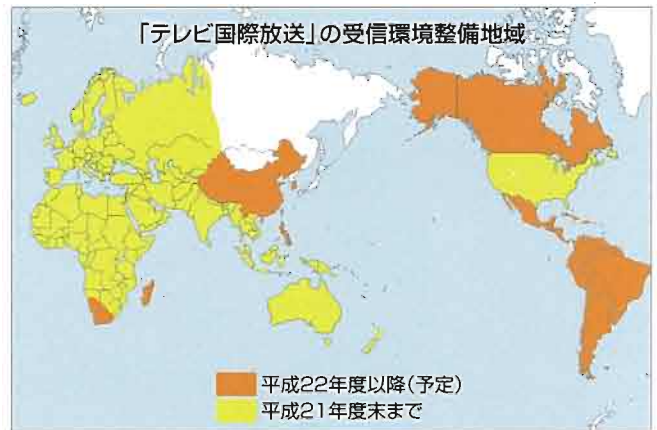
国際放送による情報発信の強化

- 24時間英語ニュースや独自英語番組、英語化番組を充実させ、日本・アジアの情報発信を強化
- ハイビジョン放送の実施や、ニュース・番組のインターネット配信をさらに充実



「ASIA BIZ FORECAST」

- 海外での受信環境整備として、中国・中南米各地域の衛星借用の推進等により受信可能世帯を拡大



視聴可能世帯数 22年度末目標: 約1億3,000万世帯

視聴者のみなさまの声を反映した経営改革

- 経営改革の推進とともに、人材育成の強化とコンプライアンスの徹底により、組織風土の改革を図ります。
- コールセンターやふれあいミーティングなど、視聴者のみなさまのご意見を迅速に経営へ反映させる回路を充実します。
- 構造改革を推進し、経営資源の重点配分を図りつつ、すべての部門を聖域なく見直し、支出を抑制します。
- NHKグループ全体で最適な経営を目指すとともに、取引の競争を推進し、効率的な業務運営を図ります。

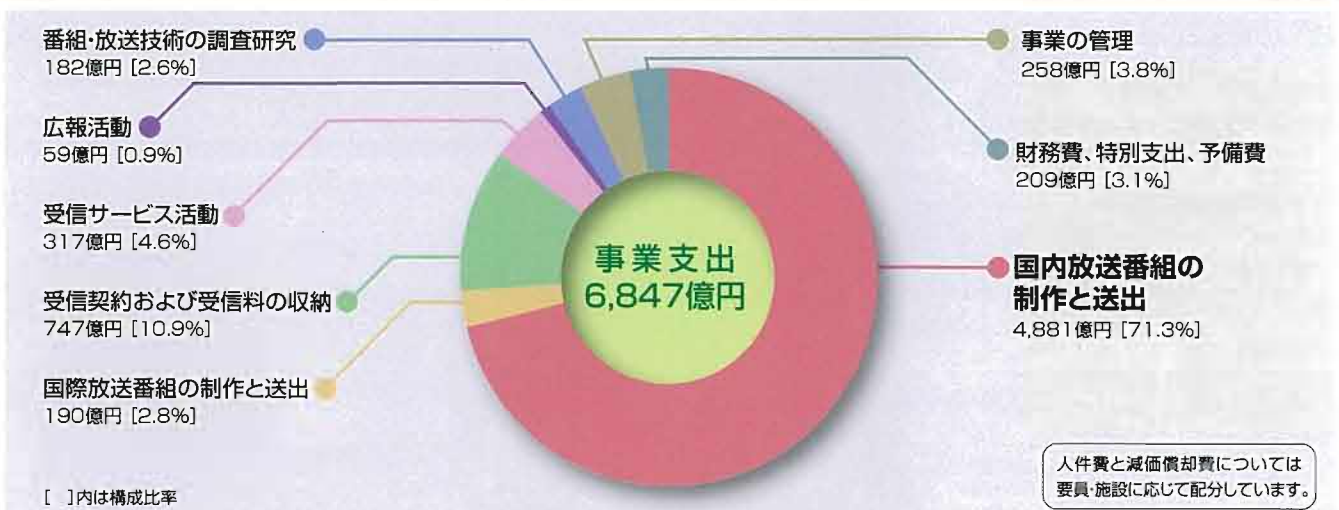


コールセンター(新コールセンターは10月運用開始予定)



ふれあいミーティング

業務別予算(人件費・減価償却費を含む)



予算や決算に関する詳しい資料はNHKのホームページでもご覧になれます。 <http://www.nhk.or.jp/pr/>

平成22年2月3日

KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社所属
特定無線局の包括免許について
(平成22年2月3日 諮問第9号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(高田推進官、白壁係長)

電話：03－5253－5893

KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社所属 特定無線局の包括免許について

1 包括免許申請の概要

申請者	KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社
特定無線局の種別	陸上移動局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	個人宅を中心とした小規模エリアの改善を目的として平成21年7月より2GHz帯小電力レピータを導入しているが、今般800MHz帯小電力レピータを導入して対策可能エリアを広げ、屋内での品質を更に向上させるため、包括免許を希望する。
通信の相手方	免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局及び免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局
電波の型式	1M48 G1A, G1B, G1C, G1D, G1E, G1F, G1X, G7W
希望する周波数の範囲 及び空中線電力	826.2MHz から 828.66MHz まで 30kHz間隔の周波数 83波 15.85mW 871.2MHz から 873.66MHz まで 30kHz間隔の周波数 83波 3.98mW
最大運用数	57,661局（全国合計）
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日

2 審査結果の概要

審査の結果、別紙1及び2のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4第1号及び第2号の規定に適合していると認められるので、包括免許を与えることとしたい。

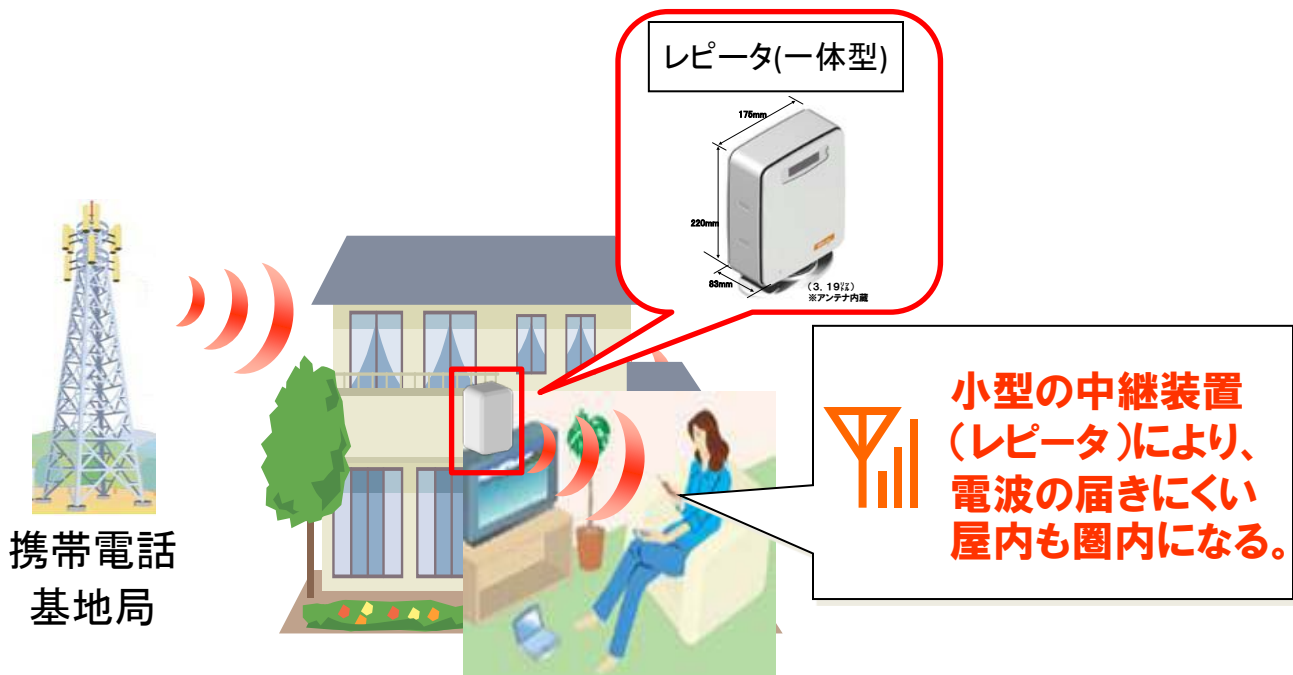
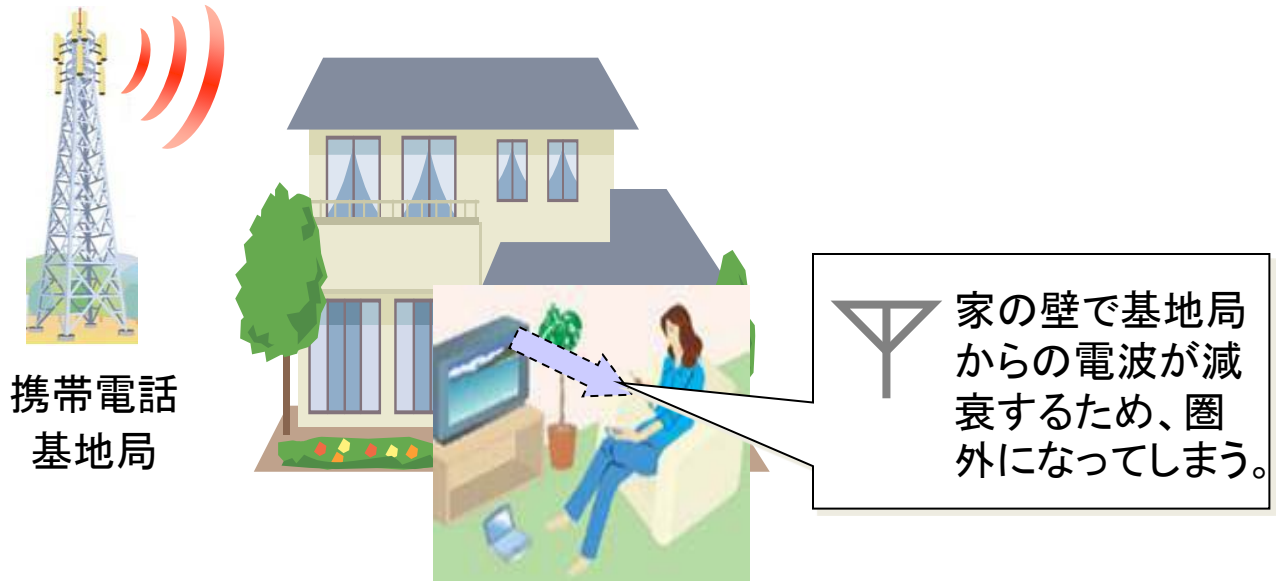
審査結果の概要

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること （電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する周波数は、既に申請者に割り当てられていることから、本件特定無線局に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
ア それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	本件特定無線局は、利用者からの要望を踏まえ、屋内における第3世代携帯電話が利用できない場所を解消することを目的とするものであり、利用者の需要に適合していると認められる。
イ 包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	別添のとおり、開設無線局数が最大運用数に達する場合であっても、電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）に基づき算定した収容可能無線局数から、申請者が現に包括免許を受けている小電力レピータの5年後の運用見込数を差し引いた値を下回るため、最繁時に安定した通信が可能であると認められることから、当該最大運用数による電気通信事業の実施について、適切な計画を有していると認められる。 また、申請者は既に相当数の携帯電話に係る無線局を開設し、申請のあった地域において相当規模の電気通信事業を実施していることから、当該計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
ウ それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	本件特定無線局の開設は、屋内における第3世代携帯電話が利用できない場所を解消することを目的とするものであり、当該目的に照らし、本特定無線局は安価かつ小型の装置を使用し、導入が容易であることから、他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であると認められる。
エ その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	適	本件特定無線局の開設は、屋内における第3世代携帯電話が利用できない場所の解消を目的とするものであり、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものであると認められる。

管轄区域	収容可能無線局数 ①	申請者が現に包括免許を受けている小電力レピータの 5年後の運用見込数 ②	申請のあった最大運用数 ③
北海道総合通信局	85,000	2,491	1,431
東北総合通信局	141,500	2,413	5,055
関東総合通信局	323,900	78,778	21,789
信越総合通信局	49,450	1,219	1,683
北陸総合通信局	50,000	829	1,056
東海総合通信局	150,150	5,168	5,178
近畿総合通信局	213,000	23,544	10,479
中国総合通信局	92,500	1,794	3,870
四国総合通信局	69,500	842	1,308
九州総合通信局	168,000	2,785	4,803
沖縄総合通信事務所	18,000	2,138	1,009
全国合計	1,361,000	122,001	57,661

判定基準：①>②+③であること。

(参考1) 携帯電話用小電力レピータとは



(参考2) 包括免許制度とは

携帯電話端末等の無線局について、個別の無線局毎に免許を受けることなく、一つの免許により同一タイプの複数の無線局の開設を可能とする制度(電波法第27条の2等)

個別免許制度



包括免許制度

